## 「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 県民会議」設置要綱

(設置)

第1 2050 年脱炭素社会を実現し、みやぎの豊かな自然環境を次世代に継承していくため、みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略では、県全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに基準年度である2013年度比で50%削減の目標を掲げている。この目標に向かって、県民、企業、団体、教育機関、自治体など多様な主体の連携の下、県民総ぐるみで温室効果ガスをできるだけ排出しない暮らしや事業活動を実践していくことを目的として、みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(活動)

- 第2 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施する。
  - (1) 2050 年脱炭素社会及び 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成の実現 (以下「みやぎゼロカーボンチャレンジ」という。)のための県民運動の推進に関すること。
  - (2) みやぎゼロカーボンチャレンジに関する広報及び普及啓発に関すること。
  - (3) 脱炭素型の暮らし、事業活動及び地域づくりの推進に関すること。
  - (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な活動

(会員)

- 第3 県民会議の会員(以下「会員」という。)は、県民会議の趣旨に賛同する県民又は県内に事業所を有する企業・団体であって、別に定める事項を県に届け出た者とする。
- 2 県は、企業・団体の会員には、会員登録証(様式第1号)を交付するものとする。
- 3 会員は、退会しようとする場合には、退会届出書(様式第2号)を県に提出するものとする。

(会長)

- 第4 県民会議の会長は、宮城県知事とする。
- 2 会長は、県民会議の事務を統括し、県民会議を代表する。

(会議)

第5 県民会議は、毎年度総会を開催し、地球温暖化対策に関する情報交換、会員相 互の交流等を行う。

(企画委員会)

- 第6 県民会議の円滑な運営を確保するため、県民会議に企画委員会を置く。
- 2 企画委員会は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 22 条に規定する地方公共団体実行計画協議会及び第 40 条に規定する地球温暖化対策地域協議会とする。
- 3 企画委員会は、前項の規定による協議のほか、県の求めに応じ、県民会議の運営及

び事業について検討するものとする。

- 4 企画委員会の委員は、会長が選任する。
- 5 企画委員会に委員長を置き、会長が委員の中から指名する。

(部会)

第7 第2に定める活動に関する具体的な取組を促進するため、県民会議に次の部会を置く。

名 称	所管事項
脱炭素ライフ推進部会	県民の環境配慮行動の促進に関すること。
省工ネ建築推進部会	住宅及び事業所の省エネルギー及び再生可能エネ
	ルギーの導入促進に関すること。
エコタウン推進部会	地域の温暖化対策に関すること。

- 2 部会の構成員は、会長が会員の中から指名する。
- 3 部会は、その所管に関する事業を検討し、構成員の連携及び協力の下で実施するものとする。

(事務局)

第8 県民会議の事務局は、宮城県環境生活部環境政策課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。